

平成27年8月27日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第45号 草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を
改正する規則案

議第46号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第45号

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年8月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則（昭和54年草津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表高穂中学校の部矢倉小学校の項中「追分四丁目（1番、2番、3番（4～12号を除く。）」を「追分四丁目（1番、2番、3番（1～12号・25～27号を除く。）」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則新旧対照表

新規則 (案)			旧規則		
別表 (第2条第1項関係)			別表 (第2条第1項関係)		
中学校	小学校	通学区域	中学校	小学校	通学区域
高穂中学校	志津小学校	馬場町 山寺町 青地町 (志津南小学校の区域を除く。) 岡本町 (志津南小学校の区域を除く。) 追分一～八丁目 (矢倉小学校の区域を除く。)	高穂中学校	志津小学校	馬場町 山寺町 青地町 (志津南小学校の区域を除く。) 岡本町 (志津南小学校の区域を除く。) 追分一～八丁目 (矢倉小学校の区域を除く。)
	志津南小学校	若草一～八丁目 青地町 (名神高速道路以南) 岡本町 (938～940番地・944～999番地・1001～1502番地・1512～1548番地) 追分南一～九丁目 (矢倉小学校の区域を除く。)		志津南小学校	若草一～八丁目 青地町 (名神高速道路以南) 岡本町 (938～940番地・944～999番地・1001～1502番地・1512～1548番地) 追分南一～九丁目 (矢倉小学校の区域を除く。)
	矢倉小学校	矢倉一・二丁目 東矢倉一～四丁目 西矢倉一丁目・三丁目 西矢倉二丁目 (草津小学校の区域を除く。) 追分三丁目 20番14号 追分四丁目 (1番、2番、3番 (1～12号・25～27号を除く。)、4番～7番、10番1号・37～51号、11番 (8～16号を除く。)、12番 (31～38号)) 追分八丁目 (8番1～6号・43・44号) 追分南二丁目 (4番1～6号・10～20号・41～46号)		矢倉小学校	矢倉一・二丁目 東矢倉一～四丁目 西矢倉一丁目・三丁目 西矢倉二丁目 (草津小学校の区域を除く。) 追分三丁目 20番14号 追分四丁目 (1番、2番、3番 (4～12号を除く。)、4番～7番、10番1号・37～51号、11番 (8～16号を除く。)、12番 (31～38号)) 追分八丁目 (8番1～6号・43・44号) 追分南二丁目 (4番1～6号・10～20号・41～46号)
付 則 この規則は、公布の日から施行する。					

草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、市立の幼稚園ならびに小学校および中学校（以下「市立学校」という。）の就園または就学（以下単に「就学」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通学区域および通園区域）

第2条 市立学校の通学区域は、別表のとおりとする。

2 市立幼稚園の通園区域は、市全域とする。

（略）

別表（第2条第1項関係）

中学校	小学校	通学区域
高穂中学校	志津小学校	馬場町 山寺町 青地町（志津南小学校の区域を除く。） 岡本町（志津南小学校の区域を除く。） 追分一～八丁目（矢倉小学校の区域を除く。）
	志津南小学校	若草一～八丁目 青地町（名神高速道路以南） 岡本町（938～940番地・944～999番地・1001～1502番地・1512～1548番地） 追分南一～九丁目（矢倉小学校の区域を除く。）
	矢倉小学校	矢倉一・二丁目 東矢倉一～四丁目 西矢倉一丁目・三丁目 西矢倉二丁目（草津小学校の区域を除く。） 追分三丁目20番14号 追分四丁目（1番、2番、3番（4～12号を除く。）、4番～7番、10番1号・37～51号、11番（8～16号を除く。）、12番（31～38号） 追分八丁目（8番1～6号・43・44号） 追分南二丁目（4番1～6号・10～20号・41～46号）
（略）	（略）	（略）

議第46号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年8月27日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市図書館協議会委員に委嘱することにつき、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験者	安田 直次	しが子ども読書活動推進協議会会長 元小学校校長 委嘱
	高山 茂	立命館大学図書館副館長 委嘱
	田川 吉也	公募 委嘱
学校教育関係者	築山 えり子	笠縫小学校校長 委嘱
	利倉 章	玉川中学校校長 委嘱
	服部 登志夫	緑波くるみ保育園園長 委嘱
社会教育関係者	石本 恵津子	草津市社会教育委員 委嘱
	高木 成美	公募 委嘱
家庭教育の向上 に資する活動を行 う者	吉村 知子	草津市PTA連絡協議会 委嘱
	市木 裕美	草津市PTA連絡協議会 委嘱

任期 平成27年9月1日～平成29年8月31日

草津市立図書館設置条例（抄）

（図書館協議会）

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。